

# 新型コロナウイルス感染症の相談窓口

新型コロナウイルス感染症は、世界各地で患者発生報告が続いており、国内でも、感染の拡大が懸念されています。感染予防のため、インフルエンザなどと同様に、せきをする際のエチケットや手洗いなど感染症対策に努めましょう。

## ●医療機関の受診に関する相談

次の①または②に当てはまる人で、発熱および呼吸器症状がある人の医療機関の受診についての相談は、次の連絡先で対応しています。受診が必要な場合は、医療機関を案内します。

①中国への渡航歴がある

②「中国への渡航歴があり、発熱および呼吸器症状のある人」と接触がある

◇筑紫保健福祉環境事務所 保健衛生課感染症係（平日 午前8時半～午後5時） ☎(513)5584

◇福岡県保健所緊急連絡番号（夜間、土・日曜日、祝日） ☎(471)0264

## ●その他の一般的なことに関する相談

◇福岡県がん感染症疾病対策課（平日 午前8時半～午後5時） ☎(643)3288 ☎(643)3331

◇厚生労働省の電話相談窓口（無休 午前9時～午後9時） ☎03(3595)2285

※上記について、外国語で相談する人は、次の番号にかけてください。

福岡アジア医療サポートセンター ☎(286)9595

ふくおかよかところコールセンター ☎(687)6639

## ●問い合わせ先 すこやか長寿課健康長寿担当 ☎(501)2222

ホットな

消費者 ニュース  
205号

回数券を購入する時は、よく考えて！

### 相談事例

毎週のように利用していた温泉施設が今月末で閉鎖されると聞いた。入浴回数券を100枚買ったばかりで、まだたくさん回数券が残っている。使い切れなかった分はどうなるのか。

### アドバイス

まずは温泉施設の運営会社に連絡して、未使用の回数券の払い戻しについて尋ねてください。払戻しは運営会社が定めた約款などに従うこととなりますが、払い戻しが出来ないと定めている場合が多く、また、払い戻しが出来たとしても手数料がかかることもあります。

温泉施設に限らず、スポーツ施設、マッサージ店、整体施設など、回数券を買って利用すれば割安になる施設やサービスなどがありますが、施設が閉鎖になる以外にも、買った本人が急に転居することになったり、入院など生活状況が変

わったりして、予期せず利用できなくなることも考えられます。

回数券を購入するときは、このようなりiskまで十分考え、使い切れるのかよく考えて購入しましょう。

### ●市消費生活相談（予約不要）

平日 午前9時半～正午・午後1時～4時半  
市消費生活センター（市役所新館4階）  
☎(580)1968

※土・日曜日、祝日は消費者庁消費者ホットラインを利用してください。

午前10時～午後4時  
☎188（局番なし）

### ●問い合わせ先

安全安心課生活安全担当  
☎(580)1897

